

緊急避妊薬へのアクセス改善を求める意見書

近年、女性や子どもに対する性暴力が増加しており、日本では特に若年層における性教育の不足から意図しない妊娠に関する相談の増加が報道されています。

緊急避妊薬（通称：アフターピル）は、性暴力被害を含め、避妊せずに行われた性交、または避妊手段が適切かつ十分でなかった性交から、なるべく早く、72時間以内に内服することで高い確率で妊娠を避ける薬です。避妊や家族計画は、女性の健康管理に不可欠で、どんな状況においても重要であり、意図しない妊娠を防ぐことは児童虐待死の減少につながります。

よって政府におかれては、緊急避妊薬が適切かつ安全に使用される環境づくりを推進するよう、次の事項について措置されることを強く要望します。

記

1. 緊急避妊薬の対面診療、およびオンライン診察の提供体制を整備、強化、周知すること。
2. 緊急避妊薬のスイッチOTC化に関する審議を早急に再開し、処方箋の必要なく購入できるようにすること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。
令和7年6月27日

摂津市議会